

本人調書

(この調書は、第9回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事件の表示	令和元年(行ウ)第424号
期日	令和3年6月16日 午後2時00分
氏名	おお ぼ ゆう じ 大庭 有 二
宣誓その他の状況	裁判長は、宣誓の趣旨を説明し、本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。

陳述の要領

別紙速記録のとおり

以上

せん
宣

せい
誓

りょうしん したが しんじつ の なにごと
良心に従って真実を述べ、何事

かく いつわ の
も隠さず、偽りを述べないことを

ちか
誓います。

氏名 大庭有二

印

速記録 (令和3年6月16日 第9回口頭弁論)

事件番号 令和元年(行ウ)第424号

本人氏名 大庭有二

原告代理人(柳原)

今からお尋ねする際に、組織という言い方をしますけれども、これは研究所のような研究機関という意味で組織を使いますので、そのつもりで理解してください。

はい。

甲第38号証を示す

これはあなたの陳述書2ですが、この中で、あなたは、組織における実験ノートの性格について、それは組織的な文書であって、作成者の私的な個人的な文書ということではあり得ないということを断言していますが、それに間違いありませんか。

間違いありません。

では、その理由についてお尋ねいたします。この甲第38号証の6ページ目の後半部分に、「理由2」として、組織における研究、実験のスタイルについて述べています。そこでお尋ねしますが、組織における研究というものの特徴は何でしょうか。

基本的には、組織の研究は、研究計画書というものを作成して、それを組織内でオーソライズして、その研究計画書に従って要員とか資金とか設備とかっていうものが決まりますので、それに従って研究者は研究をするというのがスタイルであります。

今のお話は、組織における研究というものは、組織が承認した研究計画書に従って、研究者に研究を任せただけのものであると言ってよろしいでしょうか。

はい、そうです。

そうすると、組織における実験というものも、そうした研究の一環ということになりますか。

そうですね、はい。

では、そうしますと、組織における実験ノート、この特徴はどうなりますでしょうか。

基本的には、農研機構の場合でいえば、税金を資金として研究計画書に従って研究をしているその結果が詳細に記述されているものが、実験ノートと呼ばれているものです。

もう1度言いますが、組織における実験ノートの特徴は、そうしますとどうなりますかという質問ですが。

組織の場合は、研究計画書によって決められた研究を実施していますので、その実施内容を詳細に記述したものが実験ノートとなります。これはさっきのお話ですと、研究者は組織から任されて実験を行っていると言言されましたので、その組織から任された実験によって得られた実験経過や実験結果を記述しているのが、実験ノートじゃないんでしょうか。

そうですね、はい。

もし、今のように組織から任されて行った実験の経過や結果を記録したものが実験ノートだとしたら、その実験ノートというのは組織から任されて作成した組織的な文書ということにならないですか。

そうだと思います。

そういう意味では、その組織における実験ノートというのは、作成者の私的な個人的な文書ということはあるんじゃないんでしょうか。

そうですね。研究計画書に従って研究をして、それでその詳細が記述してあるものが実験ノートですので、私的なものとは考えられません。組織的なものだと考えます。

ところで、被告は、組織における実験ノートの性格について、組織によって

それは違うんだと、組織的な文書だったりあるいは作成者の私的な個人的な文書だったり、ばらばらで構わないというそういった見解なんですけど、あなたの今の説明だとそのような見解は成立しないんじゃないでしょうか。

しないと思います。ばらばらだというのは形式がばらばらなだけであって、実際に記述してある内容は、実験に従ってそれを忠実に記述してあるという点では同じ内容が書かれているはずですよ。

そうしますと、いずれも組織的な文書であるという性格だと考えるべきだということですね。

はい、そうです。

乙第5号証を示す

これは被告の理事長が2012年に出した通達です。この通達の冒頭に「当機構の研究者として、研究活動を行うに当たって、研究の実施過程も含め研究結果を記録に残すことは、特に当機構が国の資金で運営されていることも鑑みれば、当然の責務である。」と書いてありますが、これについてはどう思われますか。

これは大変重要なことが書いてあると思っています。一つは、研究の実施過程も含め研究成果を記録に残すというのは、具体的に言うと、実験ノートに実験結果を書くということを意味しています。もちろんこれは「実験ノートの導入について」という題名ですから、それは当たり前前のことだと言えば当たり前なんですけど、そうだと思います。さらに、幾つかの重要な言葉がここには書いてあると思っています。

どんなことが書いてありますか。

一つは「当然の責務」の「責務」ですけども、農研機構さんは国の税金で運営されていますし、実験ノート自身は詳細に記録をすることも要求していますし、メモとかそんなレベルで私的なものとして書かれるのではなくて、業務とか責務とかという形で書かれているんだとい

うことを示していると思っています。

今のお話をこういうふうにまとめてよろしいでしょうか。被告の研究と実験は税金で賄われている活動であって、その中でこの実験ノートを作成することは、言わば公の義務、責務であると、それを確認したものであるというふうに考えてよろしいですか。

はい、そのとおりです。

そのほかにも何か重要なことはありますか。

もう1つは、「当然の責務」の「当然」のことですけれども、当然の責務と言う以上、この責務はこの通達が発出された平成24年の4月2日の時点で初めて生じたのではなくて、当然と書いてありますから、その前から営々としてあったということを意味しているんだと思います。ですから、この責務というのは、農研機構の研究者の方々には自覚をして理解していたと推定しています。

今のお話をまとめますと、実験ノートを作成するということは言わば公の責務、義務であることを確認したと、しかもこれはこの通達の前から当然認められる責務であって、それはこの実験ノートが公の義務によって作られた、ある種組織的な文書であることを通達の前から認めているというふうに読めるのでしょうか。

はい、そのとおりです。

次に、組織における実験ノートが組織的な文書だとしても、さらに次のような論点、争いがあります。それは、組織における実験ノートが、専ら作成者だけの利用に止まるものなのか、それとも作成者以外の他の職員も利用することを予定しているのかという論点です。この点について、あなたはどちらが正しいと思いますか。

後者のほうの、職員が利用することがあるということだと思っています。他の職員も利用することを予定しているというほうが正しいと思うというこ

とですか。

はい、そうです。

それを裏付けるあるいは根拠付ける何か事例があるのでしょうか。

一つは不正ですね、研究不正というものがありますけれども、不正を検証するためにはどうしても実験ノートが必要になってくるということで、その検証のために複数の検証の方がそれを見てその正当性を調べることがあると思っています。

例えば、2014年のSTAP細胞事件がそうでしたが、研究不正が発生すると、実験を担当して実験ノートを作成した研究者の不正が問題になりますね。

はい。

その不正かどうかを検証するためには、実際の実験がどうであったかを実験ノートを直接見ながら確認するわけですか。

そうですね。論文のレベルで疑わしいということが分かってても、実際にそれが本当に問題なのかそれとも事実なのかということを検証するためには、その原点となっている実験ノートがどうしても必要になります。その際には、実験ノートを確認して、それが正当であるかどうかを調べることになると思います。

そうすると、その場合に実験ノートを直接見る人というのは、その組織の検証作業のメンバーなわけですか。

そうですね。

そうすると、この場合は、作成者以外の他の職員が利用する場合に該当するんですね。

そうですね。

実験ノートを他の職員が利用するほかのケース、例としてはどんな事例があるのでしょうか。

もう1つ考えられるのは、研究室が換わる、つまり異動とかそれから研究室から外に行ってしまうという転出のようなケースの場合に、使っていた実験ノートそのままその人に持っていかれてしまうと、特に研究が継続している場合には残された側は非常に困りますので、どうしてもそれは置いていってほしいと考えます。

そうすると、その場合の置いていくというのは、共同研究の別の人がそのノートを引き継ぐということになるんですか。

そうですね。それをしないと、何か事があつたときに転出したりした人にいちいち問合せをしたりする必要が生じますし、場合によると、実験をやり直さないといけないということが起こってしまうと思っています。

そういう面倒くさいことを避けるためには、ちゃんとノートを置いていって、共同研究の他の人がきちんと引き継ぐということをするということですね。

そうですね。

そうすると、この場合も、作成者以外の他の職員が利用する場合に該当するのですね。

そうですね。

今の2つは日常的な出来事ではありませんけれども、日常的な場面であっても他の職員が利用するということに該当する事例はありますか。

はい。一番典型的なのは、一緒に複数の人で研究している場合は特にそうなんですけど、それぞれの人がどれだけの進捗状況にあるかということと、どういう問題を抱えているかということ把握したり、それからその問題や課題に対して仲間の人たちがアドバイスをしたり検討と一緒に加わってくれたりという機会を設ける必要があつて、そのために定期的な状況報告会というものを開いていくのが普通です。僕の場合は、大体1か月に1回ぐらいのペースのグループが多かつたん

ですけど、そのときに、そこに持っていく資料は出すんですけども、例えば10人くらいの人が集まって5分ずつ報告をするとしても50分は掛かりますので、50分間はその人たちは拘束されてしまうわけです。ですので、その5分間の間に、できるだけ効率よくかつ適切に情報を提供して、研究の状況を皆さんに理解してもらおうという作業が必要です。そのためには、実験ノートそのものを見せるわけじゃなくて、それを整理したもの、つまり何か例えばA4の1枚に全部まとめたような資料を作って、それを全員に配布して理解を深めてもらうという作業をします。そのときには、実験ノートは直接見せるということはありません。ただし、その情報をコンパクトにまとめているために、やっぱりどうしても不足する情報とか、本人は思わなかったんですけどほかの人からこれは何かちょっとおかしいねとかっていうケースがしばしばあるんですけども、そういう場合に実験ノートに立ち返って見せる、または自分が見てそれを説明するということをする作業があります。その際には、どうしても実験ノートを使わなければいけないという状況があります。

甲第27号証を示す

これは原告の陳述書です。6ページ目の真ん中に「研究報告で疑義・紛糾が生じる場合に情報不足を補完する実験ノート」という見出しで、定例の研究の発表、意見交換の場で起きることが書かれていまして、これが、今あなたがおっしゃった話と符合するというか、大体一致するというふうに考えてよろしいですか。

はい、そうです。

この陳述書の中には、議論が紛糾する場合でも、自分の手元に実験ノート置いて見ながら、必要な情報をみんなに報告、共有するというように書いてあるんですけども、場合によっては、あなたの手元に置いていた実験ノート

を議論している相手が直接見たいと、直接見て議論するという場合だって、あるんじゃないでしょうか。

ありますね。特にデータだけじゃなくて、例えば写真みたいなもののケースではどうしても見せざるを得ない状況というのがあります。そういう場合には特に見せます。

甲第38号証を示す

原告の陳述書2ですけど、これの12ページの真ん中辺りに「10・具体的な質問：テクニシャンが作成する実験ノートから明らかになること」という標題で、テクニシャンが作成するノートのことが書かれています。これを読むと、テクニシャンが作成したノートというのは、正しく日常的に他の職員が直接見るという、そういうことを前提にしているんじゃないでしょうか。

そうですね。

それは、どういうふうな理由なり状況で、直接見ることが日常的に行われているというふうになるんでしょうか。

テクニシャンの方をお願いする仕事というのは、ルーティンワークと言われてはいますが、同じような作業を繰り返していただくことが非常にしばしばあります。こうしたケースには、材料とか機器とかその取扱い方とかっていうものを指示すると共に、場合によつたらば、実験ノートもこういうふうに書いてくださいという指示を与えて、それでその人に実験ノートを書いてもらうようにしていることが多いです。

そうすると、その場合は、直接見ることはもう日常的に行われるわけですか。

基本的にはそこには、その人の考えた新しいアイデアとかそんなものが記述されていないのが普通ですので、見るのが当たり前で、いつでも見られる状態にしておくというのが一般的だと思ってます。

次に、また別の問題ですが、こういう考え方があります。実験ノートは通常

の公文書と違って、他の共同研究者や上司が作成者に無断でノートを開覧しない、あるいは閲覧できないと。その理由は、実験ノートが専ら作成者だけの利用に止まるものだからだという理由だというふうに考える見解がありますが、あなたはこの見解をどう思いますか。

それは間違っていると思います。

なぜ、間違っているというふうに考えるんですか。

実験ノートにはいろいろな情報が含まれていまして、その中にはその人のアイデアとか専攻する指標の情報とか、いろいろな情報が含まれていまして、特にその時点では誰にも知らせていないデータがあるとかっていうことがありますので、やはりその人が保持したいと思っている、内密にしていきたいというんですかね、そういう情報も含まれていると思っていますので、それを勝手に見るということは、やはりエチケットとしてできないというふうに我々は考えてますので、基本的には断りなしに同僚レベルの研究者の実験ノートは見ないという習慣が我々にはあります。

じゃあ、次のことですが、実験ノートは作成者自身が管理するのが普通だと、その理由は、この実験ノートは専ら作成者だけの利用に止まるものだからだという理由で考える見解がありますけども、あなたはこの見解をどういうふうに思いますか。

それは間違っていると思いますね。

なぜ、間違っているというふうに思うんでしょうか。こういう見解があるんですね、実験ノートというのは作成者自身が管理するものだと、その理由は、実験ノートの性格というか扱いが、専ら作成者だけが利用するものに止まるからだという理由でこのことを説明するというそういう見解があるんですけども、その見解はあなたは正しいと思いますかと今聞いたんです。

実験ノート自身はいろんな使い方があるんですけども、基本的には

ある程度ほかの人が見るということを前提に実験ノートは準備してまして、例えば上司が実験ノートをちょっと見せてくれといったようなときに、拒否できるというふうには皆さん考えてないものだと思います。ですから、上司に見せなきゃいけないシーンがあるとか、同僚に見せなきゃいけないシーンがあるというふうに認識しているんだと思ってます。

ちょっと質問を変えます。甲第38号証、原告の陳述書2の11ページ、真ん中の9の「具体的な質問：研究機関における実験ノートの管理について」というところで、こういうふうなやり取りがあります。実験ノートは、研究者が作成した場合に、その管理は作成者が行うのが通常ですねという質問に対して、そうですと、それはどうしてなのでしょうかとこの質問に対して、あなたは、研究や実験の能率を考えると作成者自身が管理、保管するのが妥当だからですというふうに述べているんですけども、これがあなたが考える実験ノートを管理するのは作成者だという理由になるんですね。

そうですね、すいません。

甲第38号証の11ページ、今のすぐ下のところですけども、「農研機構の『研究者行動規範』によれば、農研機構の研究者は実験ノートに書かれた実験情報について、農研機構から機密保持を命じられ、機密保持義務を負って、実験ノートを管理保管しているからです。」というふうに言っているんですけども、これは作成者は単に管理しているわけじゃなくて、組織の命令に従って管理しているということを言っているんでしょうか。

そうだと思います。私が昔こう感じた経験をちょっとお話しすると、研究室の中で、新人の方がいらっしゃって、実験ノートを机の上に置いたまま帰宅してしまったということがありまして、それを見た上司が、その新人に対して、こういうふうに置いておいて紛失したらどうするんだと言われて、かつ実験ノートは特定の場所にちゃんと毎日回

じようにしまって帰るのが当たり前なんだよと言っていたんですけど、そのときに特に思ったのは、組織として依頼されているというか、するようにならされている実験のことを書いてあるノートが無くなってしまったらどうするんだろうと思って、すごく緊張した雰囲気ですそれを聞いた覚えがあります。

じゃあ、最後の質問になりますけども、こういう考え方があります。通常の報告や検討の場では、実験ノートを見せずに実験ノートから書き抜き整理したレポートを作成してこれを見せるんだと、その理由は実験ノートは専ら作成者だけの利用に止まるんだと、それが理由だという見解があるんですけども、この見解に対してはあなたはどう思われますか。

これは問題があると思います。

なぜ、問題だと思えますか。

基本的には先ほどもちょっと言いましたけども、実験ノートは非常に幅広い情報が含まれてしまってますので、それをただ単純に見せると、説明を受けた側は余分な情報を知ってしまって、それを排除したいと思うのが当たり前で、基本的には整理した形のものが欲しいわけです。そのために、ほかの人に説明するために、必ず実験ノートを整理した形で情報をコンパクトにまとめたものを提供するのが当たり前で、もし必要であればそれはやはり実験ノートを直接見せたりして説明をすることになると思います。

繰り返しですけども、今おっしゃったのは、通常の報告や検討の場で実験ノートを見せないのは、決して実験ノートが作成者だけが利用するものであるということではなくて、その実験ノートには詳細な情報が書かれているので、そのような検討報告の場では、もっとそれを簡潔に要点が伝わるようにまとめるために、通常は実験ノートを見せないんだということですね。

はい、そうです。

被告代理人（西尾）

甲第27号証を示す

大庭さんの陳述書ですが、この1ページ目を示しますが、御経歴のところに、昭和44年から昭和50年まで、東京工業大学の大学院に所属されていたということですが、このときは、何を主に研究されていたのでしょうか。素人にも分かりやすく御説明いただけるとありがたいです。

属していたグループは、印写工学研究施設というところですが、これは基本的には、その当時、複写機に使っている機能というんですかね、電子写真というんですけれども、その電子写真を主に研究しているグループで、私自身はそういうグループだったんですけれども、僕が研究していたのは、光が当たったときに、量子効率という単位があるんですけど、普通化学反応というのは一個の光が来ると反応は1つかそれ以下の反応しか起こさないというルールがあるんですけれども、それが何十倍、何百倍にもなるような機能を持つものを研究しろというふうに言われて、それを研究していました。光1個に対して反応が幾つ起こるかということです。

その次なんですけれども、昭和50年に日本電電公社に入社されて、平成10年に退職されてますが、ここでも研究所に配属されているということは、何らかの研究はされていたということですか。

はい、そうです。

ここではどういう研究を主にされていたんでしょうか。

最初はファクシミリ研究室に入りまして、その当時ファクシミリは6分間でA4を1枚送るといような機能だったんですが、それをできるだけ1分間に近づけようという努力をしている時代で、そのときの記録の用紙というのが非常にお粗末な記録用紙しかなかったの、それを改善するという研究を最初はしていました。その後はいろいろと

換わって、特殊な感熱の記録紙を研究して、それから液晶デバイスをして、というような感じで研究をしてました。

それから、平成10年に通信放送機構の研究員に就任されて、平成12年までお勤めですけど、このときにも何らかの研究はされていたんですか。

はい、してました。

このときは、どんな研究だったんでしょうか。

これはもう完全にネットワークの研究で、新たなネットワークシステムというのを開発しようということで研究をしていました。

ネットワークというと結構広く考えられますけれども、どのようなネットワークを。

基本的には携帯電話に近いんですけども、ちょっとそれとは違う公衆向けのネットワーク、今で言うとWi-Fiに近いんですけども、もうちょっと概念の違うものです。

私の理解で要約させていただきますと、公衆向けの通信ネットワークに関する研究をされていたということによろしいですか。

はい、そうです。

(以上 畑岡裕子)

それから、その次、平成12年、高崎健康福祉大学の教授に就任されて平成19年までお勤めですけども、このときも何らかの研究はされていたんですか。

まあ、してたと言えはしてましたけれども、基本的には教育が主体でした。

学生に対する指導が主体だったと。

はい。

どういった内容を指導されていたんでしょうか。

新しいビジネスを模索するという研究テーマでした。

新しいビジネスを模索する。

はい。

それから大学を退職した後は、今自営業者をされているということですね。

はい。

どのような事業を営んでらっしゃるのですか。

今は妻が西洋アンティークとそれから輸入雑貨を扱っていますので、
その手伝いをしてるのが現状です。

裁 判 長

これまでいろいろな研究をされてきたということですが、研究というのは、一定のテーマを決めて、それについて実験をして、成果を出すということになるわけですか。

そうですね。

そのテーマの研究が終わったときには、そのテーマの研究の際に作った実験ノートというのはどういうふうになるわけですか。

基本的には、私の時代はテーマが終わってしまうと、その作成者が持って、その場所から去るという感じです。それで、そのテーマの継続がある場合には、その実験ノートを場合によると担当者というか、次の方に渡すということがあり得ます。ただ、多くの場合は完全にやめてしまうことが多いために、僕の場合はですけども、多かっただめに、大体は自分で持って去るという形になっています。

(以上 橋 本 史)

東京地方裁判所民事第3部

裁判所速記官 畑 岡 裕 子

裁判所速記官 橋 本 史

